

意匠分類記号	意匠分類の名称
G	運輸又は運搬機械

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
定義			
<p>人及び貨物の運搬、移動に使用する車両、船舶、航空機又は運搬機械器具を分類する。</p> <p>G0 G1～G4に属さないその他の運輸又は運搬機械</p> <p>G1 運搬、昇降又は貨物取扱い用機械器具</p> <p>G2 車両</p> <p>G3 船舶</p> <p>G4 航空機</p>			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			